

公益社団法人平群町シルバー人材センター

正会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人平群町シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員（以下「会員」という。）の就業に関する事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、規約に基づき会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を發揮できる就業の機会を提供し、共働・共助の実を上げようとするものである。

- 2 会員は、就業にあたって社会的地位、性別、信条、就業、国籍等の理由においては差別的な扱いを受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉にあたるものとして、会員は発注者と発注又は作業条件等につき、直接の交渉の当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の配分順、作業時間、完成予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録したものとする。

- 2 会員は、契約内容に即した仕事に従事したうえで、その状況を作業日報に記録し、発注者の確認を受け、就業の終了日又は作業締切日までにセンターに提出しなければならない。

(就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受注した仕事との関係において、就業会員の安全衛生及び災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の各号に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事については、誠実に履行すること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項、および発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が、共同作業を必要とする場合は、前条の就業に関する規定に加え、次の各号に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダー（世話人・班長）を互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせについて、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 修業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任負担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中にけがをし、又は身体や健康状態が異常となる等、若しくは事故等の不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダーに連絡を行い、応急の措置を執らなければならない。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 障害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届出て指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えた

ときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責分に係る金額は、会員の自己負担とする。

- 2 会員の故意または重大な過失によるもの、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生した場合等は「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。